

# 滋賀県東北部工業技術センター整備事業

## 入札説明書

令和4年(2022年)6月

滋 賀 県

## 目 次

1	入札説明書の位置づけ	1
2	事業概要	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 公共施設等の管理者の名称	2
	(3) 担当部局	2
	(4) 事業方式	2
	(5) 公共施設の種類等	2
	(6) 事業スケジュール	2
	(7) 事業範囲	2
	(8) 選定事業者の収入	3
	(9) 県による事業の実施状況の確認（モニタリング）	3
	(10) 公共施設等の概要	4
	ア 立地条件	4
	イ 施設構成の概要	4
3	入札参加に必要な資格に関する事項	6
	(1) 入札参加者の構成等	6
	(2) 入札参加者の参加資格要件	7
	(3) 参加資格の確認基準日	10
	(4) 参加資格の喪失	10
4	入札手続に関する事項	12
	(1) 入札スケジュール	12
	(2) 入札公告（入札説明書等の公表）(①)	12
	(3) 入札説明書等に関する説明会等の開催 (②)	12
	(4) 入札説明書等に関する質問の受付 (③)	13
	(5) 入札説明書等に関する質問への回答の公表 (④)	14
	(6) 参加表明書等（資格審査申請書を含む）の受付 (⑤)	14
	(7) 入札参加資格確認結果の通知 (⑥)	15
	(8) 競争的対話の実施 (⑦)	15
	(9) 入札提出書類（提案書）の提出 (⑧)	17
	(10) 入札価格の算定方法	18
	(11) 予定価格	18
	(12) 入札参加に関する留意事項	18
5	事業者の選定に関する事項	20
	(1) 選定委員会の設置	20
	(2) 入札方式	20
	(3) 落札者の決定 (⑨)	20
	(4) 結果の通知および公表 (⑩)	21

6 事業契約に関する事項 .....	22
(1) 基本協定の締結 (⑪) .....	22
(2) 仮契約の締結 (⑫) .....	22
(3) 事業契約に係る議会の議決 (本契約の締結) (⑬) .....	22
(4) 契約を締結しない場合 .....	22
(5) S P C の設立等 .....	23
(6) 金融機関 (融資団) と県の協議 .....	23
(7) 費用の負担 .....	24
(8) 入札保証金 .....	24
(9) 契約保証金 .....	24
別紙 サービス購入料の算定方法 .....	25

## 1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、滋賀県（以下「県」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、令和 4 年 3 月 23 日に特定事業として選定した滋賀県東北部工業技術センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）を総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）（以下「本件入札」という。）により募集および選定するに当たり、本事業および本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。令和 3 年 12 月 22 日に公表した実施方針および業務要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本件入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針および業務要求水準書（案）」に関する質問・意見への回答によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

### ○別添資料

- 別添資料 1 業務要求水準書
- 別添資料 2 様式集
- 別添資料 3 落札者決定基準
- 別添資料 4 基本協定書（案）
- 別添資料 5 事業契約書（案）

入札説明書等に記載がない事項については、「入札説明書等に関する質問への回答」によることとする。

## 2 事業概要

(1) 事業名称

滋賀県東北部工業技術センター整備事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

滋賀県知事 三日月大造

(3) 担当部局

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 次世代技術振興係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3794

E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

(4) 事業方式

選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転する方式（B T：Build-Transfer方式）とする。

(5) 公共施設の種類等

種類：専門的教育・研究施設

(6) 事業スケジュール

事業のスケジュール（予定）は次のとおりである。

基本協定の締結	令和5年1月
仮契約の締結	令和5年2月
事業契約に係る議会議決（本契約の締結）	令和5年3月
設計・建設期間	令和5年3月～令和7年3月末
事業終了	令和7年3月末日
供用開始日	令和7年4月以降

(7) 事業範囲

施設整備業務

- ・事前調査業務
- ・設計業務（BELS（ZEB Ready 以上）申請業務を含む）
- ・着工前業務
- ・建設期間中業務（建設、工事監理等）

- ・ 完工後業務
- ・ 備品等の調達業務
- ・ 各種申請等業務
- ・ その他必要な関連業務

#### (8) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。詳細については「別添資料5 事業契約書（案）」の「別紙1 サービス購入料の算定方法」を参照すること。

県は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者が提供した設計・建設についてのサービス対価としてサービス購入料を支払う。

県は、本事業に要する費用として、令和5年度以降、毎年度1回、各年度末の出来高に応じ、事業契約書に定める額を支払う。なお、整備に要する費用の残額は、本施設の所有権移転・引渡し後に選定事業者へ支払う。

#### (9) 県による事業の実施状況の確認（モニタリング）

県は、本事業の実施状況の確認（以下「モニタリング」という。）を行い、事業契約書および業務要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。

モニタリング方法およびサービス対価の減額方法については、「別添資料5 事業契約書（案）」の「別紙2 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法」によるものとする。

(10) 公共施設等の概要

公共施設等の概要は以下のとおりである。なお、詳細については、業務要求水準書を参照すること。

ア 立地条件

所在地	滋賀県米原市梅ヶ原2230
現況	更地
敷地面積等	0.8ha (8,000㎡)
敷地所有者	米原市
地域地区	準工業地域 (指定建ぺい率80%/容積率300%)
その他	埋蔵文化財包蔵地外 (文化財保護法)
交通アクセス	JR東海 東海道新幹線、JR西日本 琵琶湖線・北陸本線、近江鉄道 米原駅より徒歩5分 (現長浜庁舎より約9km、現彦根庁舎より約8km)

イ 施設構成の概要

滋賀県東北部工業技術センターの施設概要は次のとおりである。

基本計画に示した施設構成、配置はイメージであり、それに固執するものではない。

ゾーン	分類	諸室	配置条件
管理・運営 (本館棟)	職員専用 1	・執務室 (1-1)	・玄関・展示交流ゾーンと近接
		・給湯室 (1-2) ・所長室兼応接室 (1-3) ・コピー室 (1-4) ・事務用倉庫 (1-11) ・職員更衣室 (男女別) (1-12)	・執務室 (1-1) と近接
	職員専用 2	・屋内機械室 (1-13)	・精密計測室 (1-17) と離隔 ・外部搬入用扉必要
	職員専用 3	・図書・資料保管室 (3-1)	・配置制限なし ・分割配置可
玄関・展示交流 (本館棟)	企業利用	・展示スペース ・玄関ホール ・交流・精算室 (1-5) ・技術相談室 (1-6) ・来庁者用更衣室スペースロッカー室	・執務室 (1-1) と近接 ・オープンサロン (I-1-3) に容易に立ち寄ることができること
セミナー・ミーティング (本館棟)	企業利用	・会議室 (3-11) ・研修室 (3-12)	・隣接のこと ・階段もしくはエレベーターに近接のこと
評価分析・観察 (本館棟)	設備開放 1	・X線装置・ICT研究室 (1-7)	・外部搬入用扉必要
	設備開放 2	・プラスチック性能評価室 1 (1-8)	・外部搬入用扉必要

ゾーン	分類	諸室	配置条件
	設備開放 3	・精密計測室 (1-17)	・室外機、加湿機等の空調設備を納める機械室が必要 ・屋内機械室 (1-13) と隔離
	設備開放 4	・恒温恒湿室 A・B (1-16)	・室外機、加湿機等の空調設備を納める機械室が必要
	設備開放 5	・硬さ試験室 (2-1) ・金属分析室 1 (2-6) ・試料観察室 (2-8) ・金属組織・腐食試験室 (2-9) ・金属分析前処理室 (2-11)	・金属分析室 1 (2-6) と金属分析前処理室 (2-11) は隣接のこと ・試料観察室 (2-8) は、できるだけ鉄道や幹線道路から距離をとること
		・化学分析室 1 (2-4)	・試料観察室 (2-8) とは、同一フロア内、あるいは階段・エレベーターを用いることで容易に往来可能な程度に近接のこと
	設備開放 6	・化学プロセス評価室 (3-3) ・機能材料開発室 (3-4) ・化学実験室 2 (3-5)	・稼働壁による一体的な運用を考慮すること
	設備開放 7	・繊維観察室 (3-6)	・北向き採光必要
	設備開放 8	・化学分析室 2 (3-9) ・化学実験室 1 (3-10)	・近接のこと
	設備開放 9	・工作室 (1-9) ・プラスチック性能評価室 2 (2-5) ・金属分析室 2 (2-10) ・シミュレーション支援室 (3-2) ・プラスチック性能評価室 3 (3-7)	・配置制限なし
	職員専用	・倉庫 (1-10) ・試料保管庫 (2-2) ・機器保管庫 (2-7)	・配置制限なし ・分割配置可
試作・試験 (工場棟)	繊維・デザイン (工場棟 A)	・繊維試作室 (A-1-1) ・繊維試織室 (A-2-1) ・デザイン室 (A-2-2)	・繊維試作室 (A-1-1) に外部搬入扉必要
		・倉庫 (A-2-3)	・配置制限なし
	材料強度試験・精密加工・環境試験・樹脂成形・その他試作 (工場棟 B)	・材料強度試験室 (B-1) ・精密加工室 (B-2) ・環境試験室 (B-3)	・配置制限なし ・B-1、B-2 に外部搬入扉必要
		・その他試作室 (B-5-1) ・工作室 (B-5-2) ・電気炉室 (B-5-3) ・鋳造室 (B-5-4)	・同一部屋内に配置のこと ・外部搬入扉必要
	・樹脂保管庫 (B-4) ・樹脂成形室 (B-6)	・近接のこと ・樹脂成形室 (B-6) に外部搬入扉必要	



ゾーン	分類	諸室	配置条件
	バルブ実流試験 (工場棟C)	・バルブ実流試験室 (C-1)	・別添バルブ実流試験機仕様を参照のこと
共同研究・開発 (イノベーション創出支援棟)	情報交流1	・オープンサロン (I-1-3) ・倉庫	・近接のこと ・玄関・展示交流ゾーンから容易に立ち寄ることができること
	情報交流2	・サテライト室 (I-2-2)	・配置制限なし
	試作開発1	・オープンラボ1 (I-1-4) ・オープンラボ2 (I-1-5)	・外部搬入用扉必要 ・入居企業による利用想定
	試作開発2	・オープンラボ3 (I-3-3) ・オープンラボ4 (I-3-4)	・オフィスと近接のこと ・入居企業による利用想定
	オフィス	・オフィス (I-3-2) ・給湯室 (I-3-5) ・収納ロッカー (I-3-6)	・試作開発2と近接のこと ・入居組合等による利用想定
外構		来客用駐車場、公用車駐車場、職員駐車場、正門、柵等	

※ゾーンの( )内は、基本計画における棟を表している。

※分類は、原則として近接していることが望ましい室群を表す。

ただし、配置制限がない諸室については、これに依らず配置可能とする。

### 3 入札参加に必要な資格に関する事項

#### (1) 入札参加者の構成等

##### ア 入札参加者の構成等

##### (ア) 入札参加者の構成

- ・入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者を含むグループであること。
- ・特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立しない場合、入札参加者のグループを構成する企業を「構成員」という。
- ・SPCを設立する場合、入札参加者のうち、SPCに出資を予定している者を「構成員」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

##### (イ) 構成員・協力企業・代表企業の選定

- ・入札参加者は、参加表明時に構成員または協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。グループの中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加表明書の提出および入札手続きを行うこと、また本事業を遂行する上で中心的な役割を担うこと。

##### (ウ) 複数業務の禁止

- ・同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の者、または資本金もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(エ) S P C の設立について

- ・落札者となった入札参加者は、本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として S P C を設立することができる。
- ・ S P C を設立する場合は、滋賀県内に設立すること、入札参加者の構成員による S P C への出資比率は 100 分の 50 を超えることとし、代表企業の S P C への出資比率は出資者中最大とすること。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

(オ) 構成員の変更等について

- ・資格審査書類の受付日後においては、原則として応募グループの構成員および協力企業の変更及び追加は認めないものとする。ただし、県がやむを得ないと認めた場合は、県の承諾を条件として応募グループの構成員（ただし、代表企業を除く。）および協力企業の変更・追加ができるものとする。

(カ) 複数提案の禁止

- ・入札参加者の構成員、協力企業およびこれらの企業と資本面または人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成員および協力企業になることはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員および協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

ア 入札参加者の参加資格要件（共通）

- ・ P F I 法第 9 条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- ・ 入札参加者に必要な資格等（令和 4 年滋賀県告示第 247 号）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ・ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のいずれかに該当する者でないこと。  
（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者）

- ・法人税、所得税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- ・滋賀県物品関係入札参加停止基準および滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- ・滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号に該当する者でないこと。
- ・県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者および同社の子会社または親会社である者でないこと。
  - ・日本経営システム株式会社
  - ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
  - ・日本経営システム・みずほリサーチ&テクノロジーズJVが本アドバイザー業務の一部を委託している以下の事業者
    - 株式会社那の津寿建築研究所
    - TMI 総合法律事務所
- ・滋賀県商工観光労働部 PFI 事業者選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面において関連のある者が参加していないこと。

#### イ 入札参加者の参加資格要件（代表企業）

入札参加者に必要な資格等（令和 4 年滋賀県告示第 247 号）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

#### ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者は、アの要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

##### (ア) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、a および b の要件を満たすこと。

ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は a および b の要件を満たし、他の者は a の要件を満たすこと。

a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b 平成 19 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上（建物 1 棟における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする）の建築基準法で定める学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学または高等専門学校に限る。）の実施設計実績（元請に限る。）を有していること。

##### (イ) 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、a から e までの要件を満たすこと。

ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はaからeまでの要件を満たし、他の者はaおよびfの要件を満たすこと。

※特定建設工事共同企業体を組成して参加する場合は、滋賀県建設工事共同企業体運用基準に則ること。

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- b 上記(a)の建設工事の種類として建築一式を有していること。
- c 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限り。）における建築一式工事に係る総合評定値が1,100点以上であること。
- d 平成19年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完成した新築、改築または増築工事のいずれかで、延べ面積3,000㎡以上（建物1棟における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする。）の建築基準法で定める学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学または高等専門学校に限り。）の施工実績（元請に限り。）を有していること。共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限り。
- e 本件工事に係る建設業法第26条第2項に規定する監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限り。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。
- f 上記aの建設工事の種類に応じて建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限り。）における総合評定値がそれぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	900点以上
電気工事	820点以上
管工事	860点以上

(ウ) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、aおよびbの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はaおよびbの要件を満たし、他の者はaの要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 平成19年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した工事監理業務で、延べ面積3,000㎡以上（建物1棟における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部

分とする)の建築基準法で定める学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学または高等専門学校に限る。)の工事監理実績(元請に限る。)を有していること。

### (3) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

### (4) 参加資格の喪失

- ・参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員または協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、県が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- ・開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および入札参加者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ・落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および落札者もしくは落札者が設立するSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ・基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、選定事業者(落札者)の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は選定事業者(落札者)と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は選定事業者(落札者)に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該選定事業者(落札者)が、参加資格を

欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および落札者もしくは落札者が設立するSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該選定事業者（落札者）と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

## 4 入札手続に関する事項

### (1) 入札スケジュール

入札に関する手続は、次のスケジュールにより行う予定である。

① 令和4年6月	入札公告（入札説明書等の公表）
② 令和4年6月	入札説明書等に関する説明会の開催
③ 令和4年6月	入札説明書等に関する質問の受付締切
④ 令和4年7月	入札説明書等に関する質問への回答の公表
⑤ 令和4年7月	参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付締切
⑥ 令和4年8月	資格確認結果の通知
⑦ 令和4年8月	競争的対話の実施（予定）
⑧ 令和4年10月	入札提出書類（提案書）の提出締切
⑨ 令和4年11月	落札者の決定
⑩ 令和4年12月	落札者の公表
⑪ 令和5年1月	基本協定の締結
⑫ 令和5年2月	仮契約の締結
⑬ 令和5年3月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

### (2) 入札公告（入札説明書等の公表）（①）

入札公告に併せて、入札説明書および付属資料（業務要求水準書、基本協定書案、事業契約書案、落札者決定基準、様式集等）（以下「入札説明書等」という。）を県ホームページで公表する。

交付期間：令和4年6月7日（火）から令和4年10月28日（金）まで

### (3) 入札説明書等に関する説明会等の開催（②）

入札説明書等の内容について、次のとおり説明会および施設見学会を開催する。

#### ア 説明会

日 時：令和4年6月17日（金） 午後1時から午後4時まで

場 所：滋賀県工業技術総合センター（滋賀県栗東市上砥山 232）

※説明会に引き続き、施設見学を実施する。

#### イ 施設見学会

日 時：令和4年6月17日（金）

場 所：滋賀県工業技術総合センター（滋賀県栗東市上砥山 232）

#### ウ 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、説明会、施設見学会ともに、1事業者につき2名までとする。

#### エ 申込方法

「入札説明書等に関する説明会等参加申込書」（様式 1-1-1）を E-mail（文書形式は Microsoft-Word とする）で申し込むこと。また、件名に「説明会等申込書」と表記すること。

なお、送信後、速やかに電話等で当該 E-mail の着信確認を行うこと。

#### オ 申込先

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 次世代技術振興係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電 話：077-528-3794

E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

#### カ 申込期限

令和4年6月15日（水）午前12時まで（必着）

#### キ 留意事項

- ・説明会等の当日は、入札説明書等は配付しないので、県ホームページからダウンロードして持参すること。
- ・当日は、現地での質問の受付は行わない。
- ・駐車場に限りがあるので、当日は公共交通機関の利用を優先すること。なお、車で来られる場合については、一社につき一台とし、申込の際E-mailに記載すること。

#### (4) 入札説明書等に関する質問の受付（③）

入札説明書等に記載した内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

#### ア 受付期間

令和4年6月7日（火）から令和4年6月24日（金）午前12時まで（必着）

#### イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式1-2-1, 1-2-2）に必要事項を記入の上、E-mailで提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。また、件名に「入札説明書質問」と表記すること。



なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

ウ 提出先

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 次世代技術振興係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3794

E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

(5) 入札説明書等に関する質問への回答の公表 (④)

ア 入札説明書等に関する質問への回答の公表

質問に対する回答は県ホームページで一括して公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。なお、質問者から提出のあった質問のうち、県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

イ 入札説明書等の変更

県は質問および意見の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、県ホームページ等で公表する。

(6) 参加表明書等（資格審査申請書を含む）の受付 (⑤)

入札参加希望者は、参加表明書等（資格審査申請書を含む。）を提出すること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

ア 提出書類

「別添資料2 様式集」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参または郵送によるものとする。（配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。）

ウ 提出期間

令和4年7月19日（火）から令和4年7月29日（金）午後5時まで（必着）（持参の場合は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間帯を除く。））

エ 提出場所

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 次世代技術振興係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3794

E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

(7) 入札参加資格確認結果の通知 (⑥)

入札参加資格の確認結果は、参加表明書（資格審査申請書を含む。）を提出した入札参加希望者の代表企業に対して、令和4年8月19日（金）までに書面により通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、次のとおり、県に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

ア 提出書類

様式は自由とする。（ただし、代表企業の代表者印を要する。）

イ 提出方法

持参または郵送によるものとする。（配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。）

ウ 提出期間

令和4年8月24日（水）午後5時まで（持参の場合は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間帯を除く。））

エ 提出場所

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 次世代技術振興係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3794

E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

オ 理由説明への回答

県は説明を求められた場合、令和4年8月31日（水）までに説明を求めた参加表明書の提出者の代表企業に対して書面により回答する。

(8) 競争的対話の実施 (⑦)

#### ア 対話の目的

県は、入札参加資格審査の通過者との個別対話の場を設ける。この対話は、県および入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、県の業務要求水準書等の意図を理解することを目的としている。

#### イ 対話参加者

入札参加資格審査の通過者で対話を希望する参加グループ

なお、競争的対話は、入札参加資格審査の合格者のみ行うこととする。

#### ウ 申込方法

県は、入札参加資格審査を通過した入札参加希望者の代表企業に対し、「対話実施要領」を配布する。対話を希望する者は、「対話実施要領」に従い、申し込みを行うこと。

#### エ 申込期間

令和4年7月19日（火）～令和4年7月29日（金）午後5時まで（必着）

#### オ 対話実施日（予定）

令和4年8月22日（月）～令和4年9月9日（金）（予定）

※対話実施日については、令和4年7月8日頃に県ホームページにて案内を行う。

#### カ 対話における議題・質問等

県は、対話の実施に先立ち、対話における議題・質問等を受付ける。また、県および入札参加者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、入札参加者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。詳細は、「対話実施要領」において確認すること。

また、競争的対話の実施後に追加の質疑回答を設ける場合がある。

#### キ 対話による共有認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、対話を行った入札参加者に通知する。ただし、入札参加者の提案、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知しない。

#### ク 回答通知日

令和4年9月16日（金）（予定）

(9) 入札提出書類（提案書）の提出（⑧）

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、「入札時の提出書類」（以下「入札提出書類」という。）を次のとおり提出すること。なお、アの入札期間に入札提出書類を提出しない場合は、入札に参加できない。また、入札回数は1回とする。

ア 提出日時

令和4年10月28日（金）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間帯を除く。）  
（郵送の場合は、同月27日（木）午後5時までに必着すること。）

イ 提出場所

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 次世代技術振興係  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
電 話：077-528-3794  
E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

ウ 入札提出書類の作成方法等

「別添資料2 様式集」に示すとおりとする。

エ 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）

オ 開札日時

令和4年10月31日（月）午後2時

カ 開札場所

大津合同庁舎 3階 入札室 （滋賀県大津市松本一丁目2番1号）

キ 開札方法

開札は、代表企業の代表者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、代表企業の代表者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

ク ヒアリング

入札提出書類の審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は令和4年11月中旬を予定してい

る。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

#### (10) 入札価格の算定方法

県が支払うサービス対価の合計を入札価格とすること。入札価格の算定方法等については「別紙 サービス購入料の算定方法」および「別添資料5 事業契約書(案)」「別紙1 サービス購入料の構成および支払方法」を参照すること。

#### (11) 予定価格

本事業の予定価格は以下のとおりである。

3,527,749,000円(消費税および地方消費税の額を含む。)

#### (12) 入札参加に関する留意事項

##### ア 公正な入札の確保

入札参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

- ・入札に当たって、入札参加者は「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- ・入札に当たって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格および提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格および提案内容等を定めなければならない。
- ・入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格および提案内容等を意図的に開示してはならない。
- ・入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、または他社を不利にするよう働きかけてはならない。

##### イ 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

##### ウ 入札提出書類作成要領

入札提出書類を作成するに当たっては、「別添資料2 様式集」に示す指示に従うこと。

##### エ 入札のとりやめ等

入札参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させない、

または入札の執行を延期、もしくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

#### オ 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、「別添資料2 様式集」「様式2-10 入札辞退届」を担当部局まで提出すること。

#### カ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

- ・滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第199条の規定に該当する入札
- ・資格確認申請書、提出した資料等に虚偽の記載をした入札

#### キ 入札提出書類の取扱い

##### (ア) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の公表およびその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

##### (イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

#### ク 使用する言語、通貨単位および時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

#### ケ 苦情の申立て

入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

## 5 事業者の選定に関する事項

### (1) 選定委員会の設置

県は、落札者選定にあたり学識経験者等で構成される「滋賀県商工観光労働部PFI事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会の委員については、以下のとおりとし、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関し選定委員に接触することを禁止する。なお本事業について委員に接触した者については、入札参加資格を失う。

区分	氏名（敬称略）	所属機関（団体）名
委員長	新川 達郎	同志社大学名誉教授
委員	石井 太	湖北工業（株）代表取締役社長 滋賀県経済産業協会 会長
委員	金子 尚志	滋賀県立大学 環境科学部准教授
委員	月瀬 寛二	産業支援プラザ常務理事
委員	疋田 久美	日本公認会計士協会京滋会
委員	森下 あおい	滋賀県立大学 人間文化学部教授
委員	山本 久子	滋賀弁護士会

### (2) 入札方式

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、設計・建設能力、維持管理能力、事業計画能力および県の財政支出額等を総合的に評価する為、総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

### (3) 落札者の決定（⑨）

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。選定委員会は、入札提案内容に対する「加点審査」および入札価格に対する「価格審査」を実施し、それぞれを点数化した上で、これらを合算した得点が最も高い入札参加者の提案を最優秀提案として選定する。県は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。詳細については、落札者決定基準を参考とする

こと。

(4) 結果の通知および公表 (⑩)

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知し、あわせて県ホームページで公表する。



## 6 事業契約に関する事項

### (1) 基本協定の締結 (⑪)

県と落札者は、入札説明書等および入札提出書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を選定事業者とする。

### (2) 仮契約の締結 (⑫)

県は、基本協定に基づいて、選定事業者もしくは選定事業者が設立したSPCと本事業についての仮契約を締結する。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しないもしくは選定事業者（もしくは選定事業者が設立したSPC）が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続を行う場合がある。

なお、県は仮契約の締結に際して選定事業者もしくはSPCに「暴力団等の排除に関する誓約書」の提出を求める。

### (3) 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結） (⑬)

仮契約は、県議会の議決を経て本契約となる。

### (4) 契約を締結しない場合

- ・落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および落札者もしくは落札者が設立するSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ・基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、選定事業者（落札者）の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は選定事業者（落札者）と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は選定事業者（落札者）に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該選定事業者（落札者）が、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および選定事業者（落札者）もしくは選定事業者（落札者）が設立する

S P Cの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該選定事業者（落札者）と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

#### (5) S P Cの設立等

選定事業者となった入札参加者が、S P Cを設立する場合の契約手続等は、次による。

##### ア 契約手続き

県は落札者と協議を行い、基本協定を締結する。落札者は基本協定に従い、特定事業仮契約締結までに本事業を実施するS P Cを設立し、県はS P Cと事業契約を締結する。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しないもしくは選定事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続きを行う場合がある。

##### イ S P Cの設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として本事業を経営するにあたり妥当な資本金を持ったS P Cを滋賀県内に設立すること。また、入札参加者の構成員によるS P Cへの出資比率は2分の1を超えることとし、代表企業のS P Cへの出資比率は出資者中最大とすること。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

※「出資比率」とは、株式会社の資本金額に対して、出資する金額の割合をいう。

#### (6) 金融機関（融資団）と県の協議

県は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結することがある。

##### ア 金融機関等による報告

金融機関等の融資団が自身の保有する選定事業者に対する債権回収・保全の状態および選定事業者の財務状況に関する情報を県に報告する義務

##### イ 県による通知

債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を県が認識した場合に県が金融機関等の融資団に通知する義務

(7) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者または選定事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者または選定事業者の負担とする。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(9) 契約保証金

納付すること。ただし、詳細については事業契約書（案）を参照すること。

## 別紙 サービス購入料の算定方法

### 1 サービス購入料の構成

本事業において発注者が事業者を支払うサービス購入料（設計・建設の対価）は、次のとおりである。

項目		項目内訳	構成内容
設計・建設の対価	サービス購入料	1：施設整備業務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査業務に係る費用</li> <li>・設計業務に係る費用</li> <li>・着工前業務に係る費用</li> <li>・建設期間中業務に係る費用</li> <li>・完工後業務に係る費用</li> </ul>
		2：設計・建設段階におけるその他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・S P Cの設立に係る費用※</li> <li>・開業日までのS P Cの運営に係る費用※</li> <li>・融資関連手数料</li> <li>・設計・建設段階の金利</li> <li>・設計・建設段階の保険料</li> <li>・設計・建設段階の諸経費</li> </ul>

※S P Cを設立する場合

### 2 サービス購入料の算定方法および発注者による支払額

サービス購入料（設計・建設の対価）は、以下の金額とする。

サービス購入料は、毎年度末に各業務の執行状況について出来形を確認し支払う。

項目	内容
サービス購入料 1	施設整備業務の費用
サービス購入料 2	設計・建設段階におけるその他費用